

大学発新産業創出基金事業 ディープテック・スタートアップ 国際展開プログラム (*D-Global*)

公募説明資料

2023.9.12



科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部

大学発新産業創出基金事業 の概要

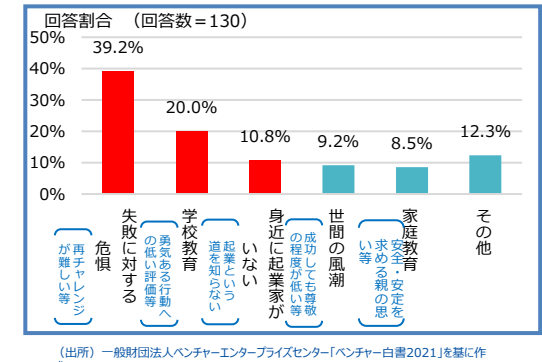
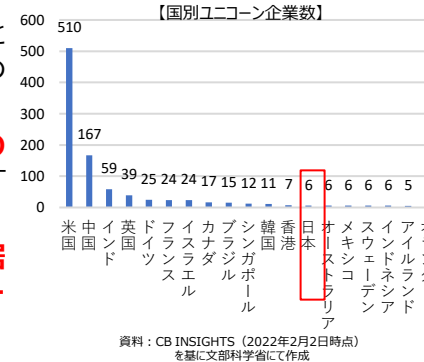
国際展開する大学発スタートアップの創出と 高校生等へのアントレプレナーシップ教育の拡大

令和4年度第2次補正予算額 1,500億円
※施設整備502億円については、地域中核・特色ある
研究大学の振興の一部と重複計上



背景・課題

- ✓ スタートアップ5年で10倍増を視野に、スタートアップを強力に育成するとともに、国際市場を取り込んで急成長するスタートアップを創出していくためには、**大学発スタートアップ創出力の抜本的強化**が必要
- ✓ そのためには、創業前から、**国際市場への展開可能性を検証するための支援や、地域の大学等から生まれる技術シーズへの支援、起業を志す人材育成の機会を抜本的に拡充**することが重要
- ✓ そこで、スタートアップ創出元年である令和4年度から、**国際展開も見据えたギャップファンド等の支援を大幅に拡充**するとともに**アントレプレナーシップ教育の機会を高校生等へと拡大**する



事業内容

大学発スタートアップの創出を強力に支援するため、国際市場への展開を目指すスタートアップの創出も含めて支援するギャップファンドプログラムを実施する基金を創設するとともに、地域の中核大学等への施設やスタートアップ創出環境の整備、アントレプレナーシップ教育の高校生等への拡大に向けて以下の取組を行う

大学発スタートアップ創出の抜本的強化

事業実施期間：令和4年度～（原則5年間）

- 大学発スタートアップ創出を支援するギャップファンドプログラムの新設
- 拠点都市や地域の中核大学等の技術シーズに対して、海外の専門家等からのメンタリングなどとセットで国際市場への展開可能性を検証するギャップファンドプログラムを創設し、国際市場への展開を目指すスタートアップ等の創出に取り組む

大学発新産業創出基金事業 988億円【基金】



- 地域の中核大学等のスタートアップ創出体制の整備
- 大学発スタートアップ創出の抜本的強化に向けて、地域の中核大学等を中心に、地域の金融機関や他大学等と連携して、優れた技術シーズ等を活用した起業を進めるためのエコシステム形成に取り組む

起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大 -EDGE-PRIME Initiative-

10億円

- スタートアップ創出の抜本的拡大に向けて、その基盤となる人材の量や多様性を増やすため、拠点都市を中心にアントレプレナーシップ教育の機会を、優れた理数系の才能を有することも始め、将来設計の入り口である高校生等へ拡大
- 件数・単価：1.2億円程度×8拠点
- 交付先：JSTを通じて大学等を支援

地域中核・特色ある研究大学の連携による 産学官連携・共同研究の施設整備事業

502億円（※）

- 研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要な施設の整備を支援
 - 件数・単価：20億円程度×25件程度
 - 交付先：大学
- ※地域中核・特色ある研究大学の振興の一部と重複計上

大学発新産業創出基金事業の基本方針（概要）

目標

- (1) 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する大学等発SUの創出を質・量ともに充実
- (2) 大学等発SUの継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成

インパクト

- ・革新的な製品・サービスによる社会課題の解決及び豊かな国際社会の実現
- ・事業成長による我が国の雇用創出及び経済成長の実現
- ・成功事例を積み重ね、より多くの人材が大学等発SUの創出・育成を志す
- ・大学等においてステークホルダーと連携を図り学内のルールや体制を整備

① 国際市場を目指すディープテック スタートアップの創出支援

【趣旨】

ディープテックの優れた研究成果を基に、国際市場への展開を視野に社会・経済に与えるインパクトに掲げるビジョンの実現及びリードする大学等発SUの創出に向けて、概念実証以降のフェーズに入ることが適切とされる課題の事業化と研究開発を、マイルストンの達成に向けて一体的に推進する

【基本的な枠組み】

- ・国際市場展開に向けた事業化及び研究開発マイルストーンを設定し、その達成に向けて必要な取組を推進
- ・国内外の事業化推進機関と研究者が共同代表として一体となって推進

【実施期間・費用】

- ・最長3年程度（新規公募・採択はR9年度まで）
- ・総額5億円（直接経費）程度を上限

共通の取組や支援

- ・採択課題の知財戦略に基づく大学等の単独出願特許確保に向けた取組
- ・外部専門機関等の効果的・積極的な活用
- ・施設・設備の確保
- ・起業後の発展に向けた取組

② スタートアップ・エコシステム共創プログラム

【趣旨】

大学等発SU創出にポテンシャルあるシーズを全国から引き出すとともに、国際市場への展開も含め、大学等発SUの創出に向けた取組を増やすとともに、継続的な創出を支える人材・知・資金が循環するエコシステムを拠点都市PF、地域PF、中核的な役割を果たす各大学等に形成する

【基本的な枠組み】

A) 拠点都市プラットフォーム (拠点都市PF)共創支援

- ・ギャップファンドプログラムの運営及び実施
- ・経営者候補・事業化支援人材の確保と育成等の機能の充実
- ・案件発掘機能の強化（各省の拠点事業との連携含む）
- ・海外のSUエコシステムとのNW構築・強化
- ・地域PFに対するメンタリング 等

【実施期間・費用】

- ・用途仮説設計から概念実証フェーズの手前：原則500万円程度まで、1年程度（新規公募・採択はR9年度まで）
- ・概念実証以降のフェーズ：原則6000万円程度まで、最長3年程度（新規公募・採択はR9年度まで）

B) 地域プラットフォーム (地域PF)共創支援

- 全国から案件を発掘・育成するための新たなエコシステムを共創
 - ・ギャップファンドプログラムの運営・実施
 - ・産学官金当の連携体制構築 等
- ＜拠点都市PFと連携＞
- ・概念実証フェーズ以降のギャップファンドプログラムの実施等

C) 全国ネットワーク 構築支援

全国の拠点都市PFと地域PFが連携し、それぞれのPFの枠組みを超えた研究成果活用型SUの創出支援が可能となる共通基盤の共創

引き続き検討する事項

- ・可能性検証プログラムのR6年度以降について
- ・大学等発SUのモデルケースの創出
- ・マクロトレンド分析
- ・SU創出に深く関わる政府の他事業との連携

令和5年度上記に先立ち実施

- ① プロジェクト推進型起業実証支援・事業プロモータ支援プログラム
- ② 可能性検証プログラム

大学発新産業創出基金事業の全体像

【主な役割】

- 事業の基本方針の策定
- 基金事業全体のマネジメント（進捗管理、資金配分等）
- その他横断的事項（マクロトレンドの分析等）

JST

ガバニングボード

ディープテック国際
展開委員会

スタートアップ・エコシステム共創
委員会

ディープテック・
スタートアップ
国際展開プログラム

②拠点都市
PF共創支援

③地域
PF共創支援

④全国NW
構築支援

8月29日 公募開始

本公募プログラム

可能性検証
評価・推進会議

起業実証支援
委員会

可能性検証

起業実証支援

早期執行の事業
(公募済み)

本基金事業で想定する起業に向けたステップ

- ・スタートアップの創出を目指した研究開発は、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけでなく事業開発も必要になります。
- ・本基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を2つのステップに分けて考えます。

ステップ 1 応用研究		ステップ 2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証（Poc）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指します（概念実証） 後半ではこれら取組に加え、大学等発 産学 連携の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施します（スタートアップ組成）

本公募プログラムの対象ステップ

マイルストーン設定

- ・スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、**ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標）および研究開発マイルストーンを設定し**、各ステップにおいてマイルストーンを達成したどうかの評価を行って次のステップに進むかどうかの判断をするプロセスが重要となります。
- ・本基金事業においても事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

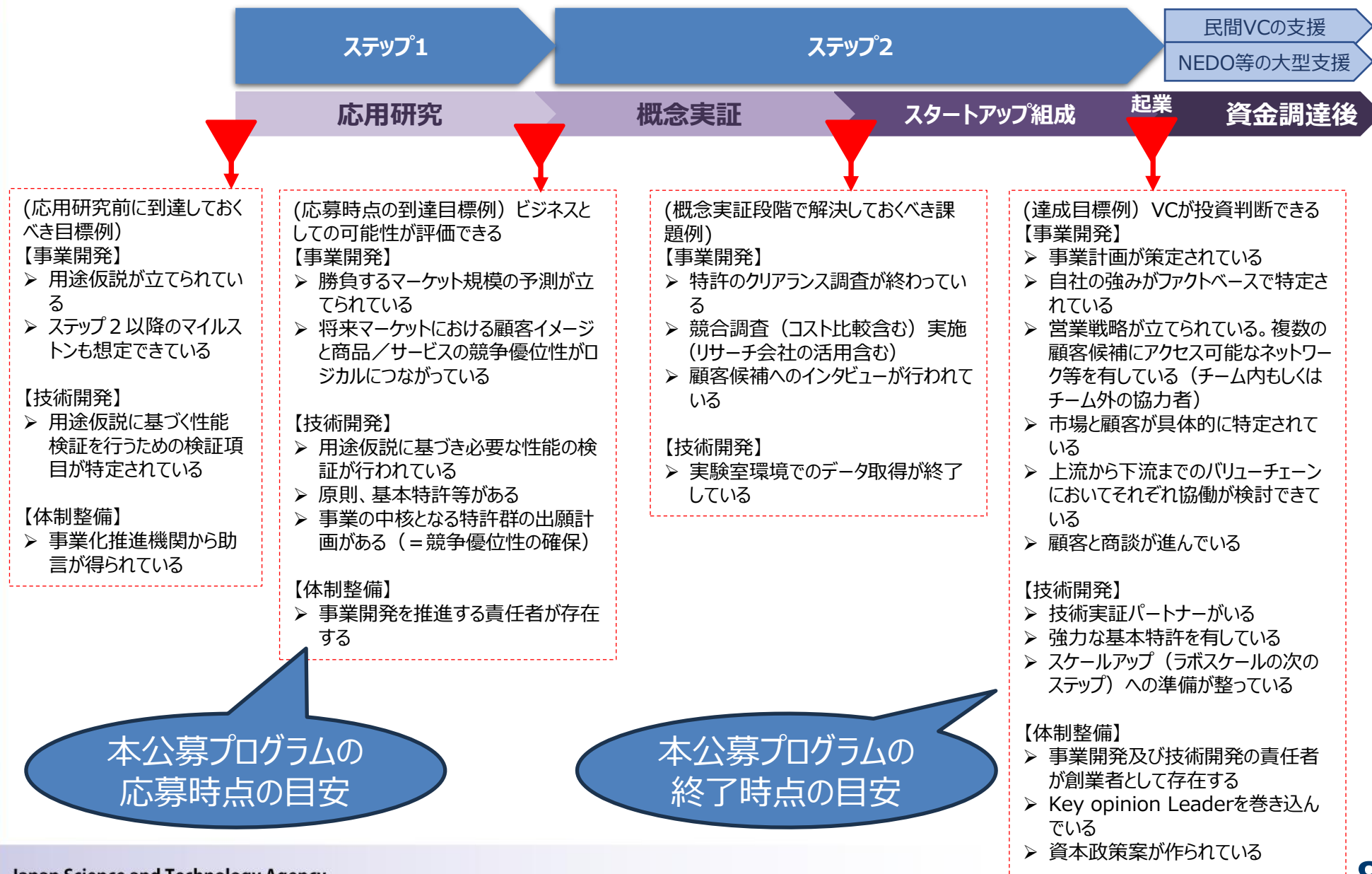
【本公募プログラムが支援対象とするステップ】

本公募プログラムの対象はステップ2（概念実証・スタートアップ組成）以降にある大学等発の研究成果です。**応募に際しては、次ページの「応募時点の到達目標例」を参考**にして下さい。

【本公募プログラムの終了時の目安】

本公募プログラムに採択された課題は、**プログラム終了時点において、起業し、ベンチャーキャピタル等が投資判断できる段階まで到達していることを目指します**。応募に際しては、次ページの達成目標例を参照し、課題や分野の特性を考慮しつつ、適切な達成目標を設定してください。

マイルストーン設定例



起業後の支援継続

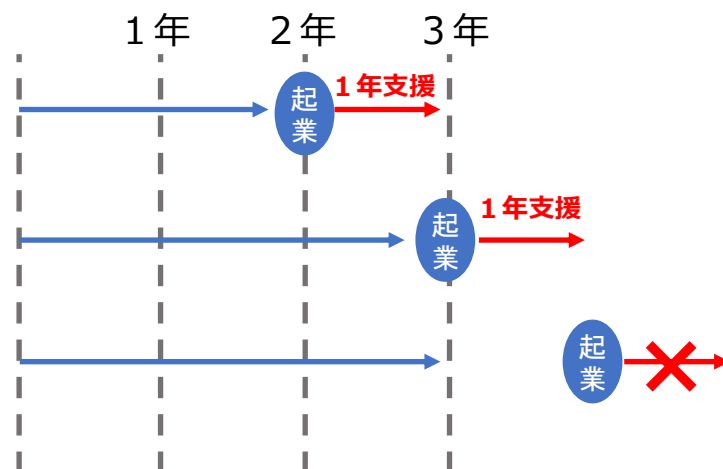
1. 公募要領における記載（抜粋）

本基金事業では、創業初期におけるVCによる出資やNEDOによる支援などシード期の支援に円滑に進むよう、スタートアップの創業初期の一定段階にある研究開発課題に対して、事前の確認・承認を経て支援を行うことを可能とします。

委託研究開発期間中であれば、大学等発SUの起業後も本プログラムにおける研究開発を継続し、支援先として起業後のスタートアップも選択することができます（詳細については検討中）。起業後の支援の継続、および起業後のスタートアップへの支援にあたっては、事前の確認・承認が必要となりますので、予めJSTへご相談ください。

2. 支援期間

最長 1 年間



※研究開発期間内に起業した研究開発課題が対象

3. 支援金額

ディープテック国際展開支援プログラム：

原則 1 億円程度まで

スタートアップエコシステム共創プログラム：

原則2000万円程度まで

※SUのみならず研究機関、事業化推進機関への支援との合算

※研究開発・事業化支援期間中に要した金額の年平均額を踏まえた資金計画を提出してもらい、審査会およびJSTにおいて必要額を査定

4. 支援内容

大学の研究開発力を活用したSUの研究開発および事業開発
に対して支援

（SUへの支援例）

○商品等の改善のための研究開発（人件費含む）

○スケールアップに向けた試作

○商談（顧客、開発パートナー等）等の事業開発

※研究開発機関、事業化推進機関、SUとの連携が必須

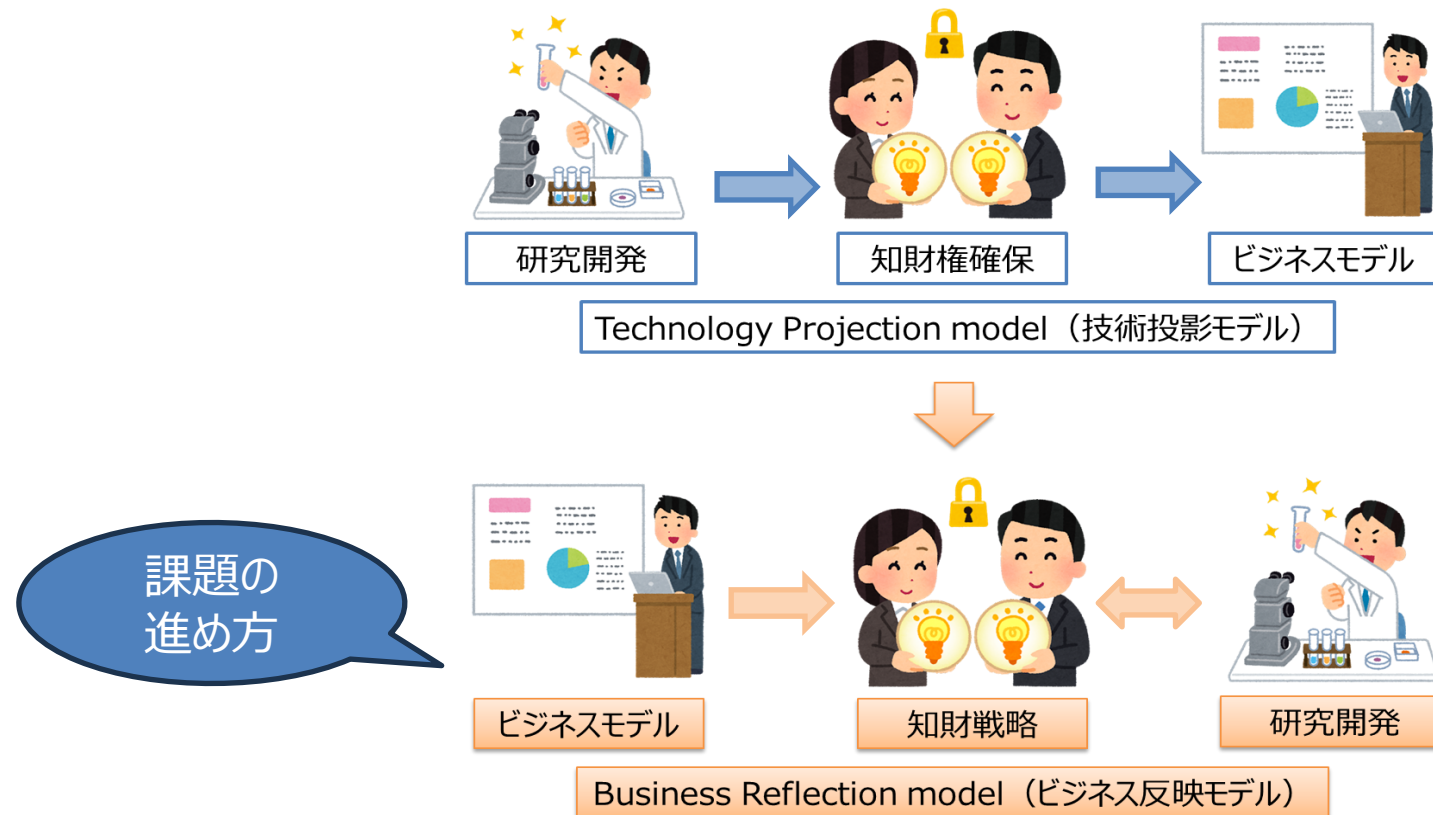
5. 支援判断（審査）

課題を採択した委員会において審査

※支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っている等が必要

ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本基金事業においては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、**当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていく**ビジネス反映モデルを意識して推進するように心掛けてください。



ディープテック・スタートアップ 国際展開プログラム (*D-Global*) の概要

本公募プログラムの趣旨・目的

大学等の技術シーズを核にして、社会・経済に大きなインパクトを生み、**国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有するディープテック・スタートアップの創出を目的**とします。

その目的を達成するため、本公募プログラムでは**技術シーズの事業開発に責任を有する事業化推進機関および研究開発に責任を有する研究代表者が共同代表者**となり、**事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとに事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定**し、事業化推進機関と研究代表者が一体的に課題を推進します。

このような課題推進体制を通じて、大学等発ディープテック・スタートアップの起業前段階から、リスクは大きいものの高いポテンシャルを持つ技術シーズに関して、事業戦略や知財戦略の立案、起業チームの組成、事業会社や海外投資家等とのネットワーク構築等に取り組むとともに、国際市場への展開を前提とした事業化に必要な研究開発を推進します。

本公募プログラムの対象

本公募プログラムでは、大学等発の技術シーズを核にして事業化を目指す研究開発課題の中で、**概念実証以降のステップに入ることが適切と判断される課題が対象**となります。概念実証のステップに入れるかの目安は以下のとおりです。各基準については選考の観点にも含まれており、それぞれの点について審査にて状況を確認させていただくことがあります。

【総合的な基準】

ビジネスとしての可能性が評価できる

【個別の基準】

○事業開発

- －勝負するマーケット規模の予測が立てられている
- －将来マーケットにおける顧客イメージと商品／サービスの競争優位性がロジカルにつながっている

○技術開発

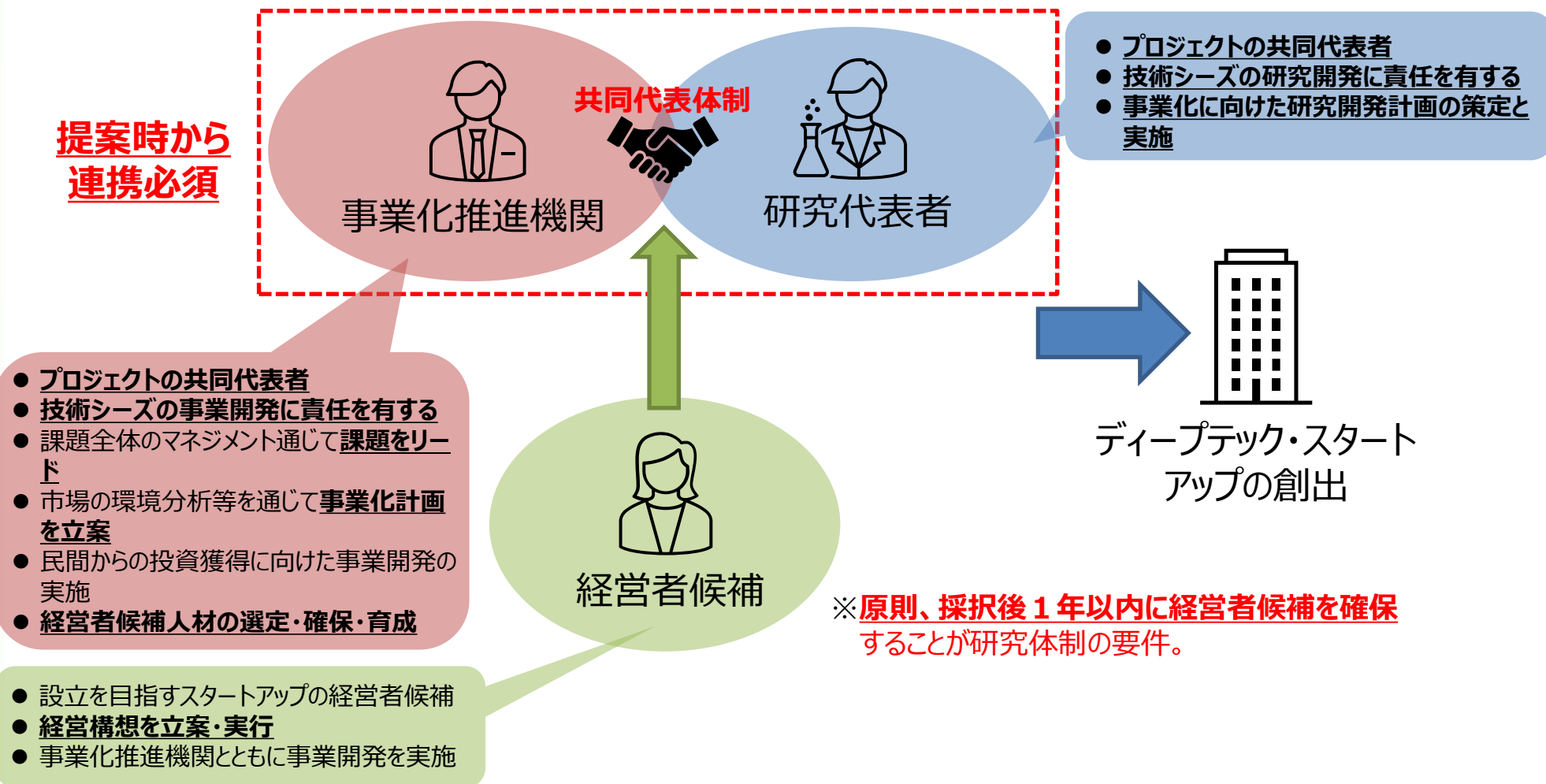
- －用途仮説に基づき必要な性能の検証が行われている
- －原則、基本特許を有している
- －事業の中核となる特許群の出願計画がある（競争優位性を確保する計画がある）

○体制整備

- －事業開発を推進する責任者が存在する

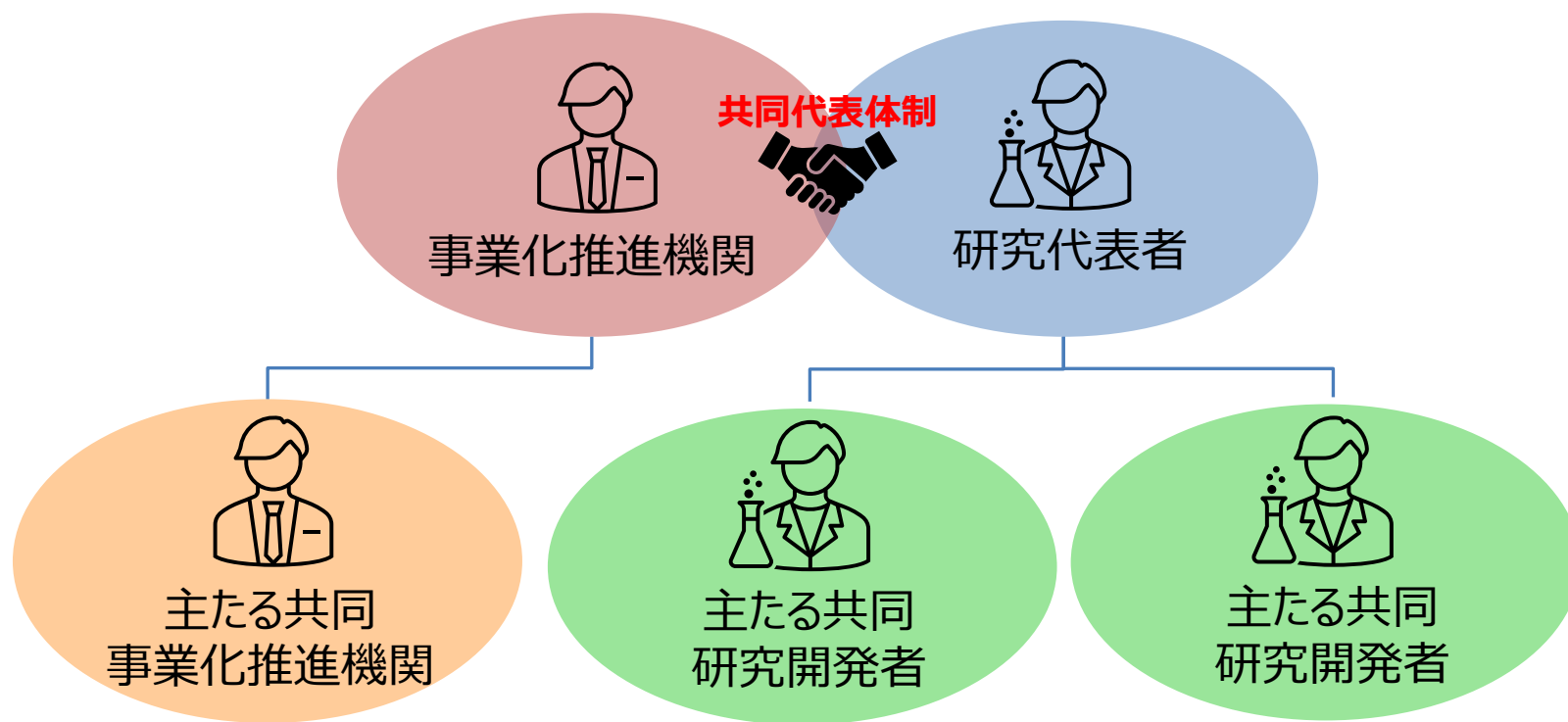
推進体制およびそれぞれの役割

事業化推進機関・研究代表者が共同代表者となり、**事業化推進機関のマネジメント主導の下、課題を推進**し、ディープテック・スタートアップの創出を目指す。



推進体制の補足

- ✓ 推進体制には必要に応じて事業開発のための主たる共同事業化推進機関、研究開発のための主たる共同研究開発者をおくことも出来ます。
- ✓ 事業化推進機関が複数となる場合、事業開発の主体となり、事業開発の推進全体に責任を負う代表事業化推進機関を定めてください。



本公募プログラムで実施すべき内容

- ✓ 課題終了時の達成目標を定め、その中間目標となる事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを四半期毎に設定
- ✓ これら達成目標及びマイルストンの達成に向けて**研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動**（例：ユーザー及び用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、展開先として想定する一定の地域や国を対象とした市場・規制・競合技術の調査、知財戦略に基づいた特許の取得等）を実施
- ✓ 設定する達成目標やマイルストンの達成に寄与しない研究活動等は本公募プログラムの支援対象外

本公募プログラムにおける課題支援策

✓ 特許関連経費の直接経費からの支出

- 本公募プログラムでは、大学等を対象として、以下の1から4の要件をいずれも満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能。（条件を満たしていない場合でも間接経費から支出することが可能）
 1. 研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（本研究開発期間開始前の成果）の出願であること。
 2. 原則、委託研究開発期間内に出願であること。
 3. 大学等の単独出願もしくは課題内の大学等の共同出願であること。
 4. 当該特許を基に起業したスタートアップが一定の収益を得た後、本公募プログラムで支出した特許関連経費分の費用（例：ライセンスの一時金等）を大学に支払う仕組みを、各大学等において策定すること。
- 直接経費による支出が可能な経費は、出願料（外国含む）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は1言語につき税抜き100万）等、出願・審査・権利化にかかる経費。ただし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外。

本公募プログラムにおける課題支援策

✓ 特許出願に向けた研究期間延長

- 採択課題の中で特に優れた取組であり、かつ研究開発期間終了直前に重要な特許出願が有効と委員会に判断されたものについては、最長1年間の研究開発期間の延長を認め、特許等の取得に必要な補完的な研究開発活動と出願費を支援。

✓ 経営者候補人材の人件費・謝金の支出

- 研究機関または事業化推進機関から支出が可能。雇用する場合、研究機関または事業化推進機関が自ら行い、雇用契約にかかわる諸条件は各機関の規程に準拠。雇用が困難な場合は、研究機関または事業化推進機関から謝金として支出することが可能。その場合においても根拠となる規定等が必要。
- 経営者候補人材の人件費・謝金について、機関の規程の範囲で高額な報酬を検討する場合においても、スタートアップ創出後に想定される報酬額を上限として適切な金額を検討してください。

募集概要

R5年度 募集概要

✓ 研究開発期間：最長3年程度（令和8年度末まで）

- ・ 令和6年4月下旬頃～令和9年3月末まで
- ・ 事業化までの期間の目途等を考慮し、研究開発終了日を令和9年3月より早く設定し、短い研究開発期間での申請も可能

✓ 研究開発費（研究開発期間総額、直接経費）：3億円程度まで

- ・ 正当な理由がある場合、**上限5億円**の申請が可能
- ・ 間接経費は、原則として直接経費の30%を別途措置
- ・ 採択時に初年度の研究開発費の上限を設けることがあります

✓ 採択予定課題数：10件程度（目安）

注）採択課題に対しては毎年度進捗評価が実施され、その結果により課題の中止、研究開発費の増減、研究開発期間の延長／短縮が行われる場合があります。

R5募集スケジュール

項目名	日付
【任意】事業化推進機関連携希望届 提出期限 (電子メールによる提出)	2023年9月29日(金) 正午 <厳守>
申請書提出期限 (e-Radおよび電子メールによる提出)	2023年11月30日(木) 正午 <厳守>
書類審査(予定)	2023年12月下旬～2024年1月上旬
ヒアリング審査(予定)	2024年1月中旬～2024年1月下旬
選定課題の通知	2024年2月下旬頃
課題開始(予定)	2024年4月下旬頃

募集から課題開始までの流れ

(任意)
連携支援

研究代表者が希望する場合、事業化推進機関との連携体制構築をJSTが支援

募集

事業化推進機関と研究代表者が共同で申請書を作成して申請

書類審査

委員会(分科会)が申請書をもとに審査

ヒアリング
審査

事業化推進機関および研究代表者が出席し、
事業化推進機関から課題全体の計画を説明

採択課題の
決定

委員会による審査結果を踏まえ、
JSTが採択を決定

プロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・
協力にかかる覚書・協定書を機関間で締結

覚書・協定
書の締結

事業化推進機関と研究代表者が共同で実施計画書を作成

実施計画書
の作成

研究代表者の所属機関および事業化推進機関とJSTの間に委託
研究契約を締結

契約締結

事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもと、
事業化に向けた事業開発及び研究開発を実施

課題開始

申請書の種類と提出方法

e-Radを通じて提出する書類と電子メールを通じて提出する書類があるので注意してください。

(1) e-Radを通じて提出する書類

- 1) 様式 1 : 課題の概要
- 2) 様式 2 : 課題予算案
- 3) 様式 3 : 知的財産確認書
 - ・ 1) ~ 3) を「応募情報ファイル」として 1 つのファイルに結合
- 4) 技術シーズ補足説明資料 (任意) (パワーポイント10ページ以内)
- 5) 課題の概要・補足説明資料 (任意) (パワーポイント10ページ以内)

事業化推進機関と
研究代表者で作成

※全てPDF形式に変換、ファイルサイズは30MB以下

事業化推進機関
で作成

(2) 電子メールを通じて提出する書類

- 1) 様式 4 : 事業化推進機関および事業化推進機関担当者 (事業化推進者) の概要
- 2) 様式 5 : 事業化推進機関の財務状況
- 3) 事業化推進機関の決算報告書 (直近 3 期)
または有価証券報告書 (直近 3 期)
- 4) 事業化推進機関の (国税) 納税証明書
(直近 3 期について記載のある“納税証明書 (その 1) ”)

選考の観点

審査項目	観点	備考
1) 総合評価	- 国際市場にて大きく成長する等経済・社会に対して大きなインパクトをもたらす可能性があるか - 公費により支援すべき挑戦的な計画となっているか（リスクテイクにより、大きなリターンが得られるような事業が構想されているか）	
2) 課題の進捗状況	<u>概念実証以降のステップに入ることが適切または既に入っている状況と判断できるか。</u> （特に用途仮説に基づき必要な性能の検証は行われているか）	採択の必須条件
3) 事業性	- 適切なビジネスモデルが想定されているか - 適切な対象市場（バリューチェーン含む）の分析や類似事業を把握したうえで、競争優位性を有するか。 - 対象とする市場や規模等の予測は適切か - 適切な顧客候補が想定されているか - 市場・顧客視点で、開発する製品やサービスの特徴と成長性・収益性が検討されているか。 - 適切な収支計画が想定されているか。 - 国際市場への展開を目指しているか。	
4) 技術シーズ	- 技術シーズは革新的である等、競争優位性を有するか。 - 事業化までに必要な研究開発課題が特定され、適切な対応方針が検討されているか。 - 事業化までに開発パートナーを要する場合、その候補が想定されているか。 - 技術シーズに関わる知的財産を有している場合、その権利が明確で、事業に支障が無いか。（他者との共願特許が無いか。ある場合は、共願人の確実な了解をとっているか等。） - 技術シーズに関わる知的財産について採択後に権利化を予定している場合には、権利範囲が明確で、事業に支障が無いか。（他者による技術貢献がある場合には、出願やその後の事業実施に向けて了解を取っているか等。） - 参入障壁の構築等に向けた事業の中核となる特許群の出願に向けて適切な計画ができているか。	

選考の観点

審査項目	観点	備考
5) 計画	・ シード期の円滑な資金調達に向けて適切な達成目標や計画（明確なマイルストンの設定含む）が設計できているか。 ・ 事業構想に基づいた研究開発計画や知財戦略が立てられているか。 ・ 事業開発および研究開発の計画は、時間軸や各実施項目等において妥当な設計ができていないか。 ・ 資本政策の策定や経営者候補人材の参画等、起業に向けた適切な計画が設計できているか。 ・ 予算の使途や規模は適切か、また具体性が高いか。 ・ 国際市場への展開を目指した適切な活動が検討されているか。	
6) 課題の推進体制	・ 目標達成及び計画の遂行に向けて、適切なチームが構築出来ているか。 ・ 事業化推進機関および研究開発体制は、十分な実績もしくは強みを持っているか。 ・ 事業化推進機関は事業化に不可欠な人材（経営者候補人材含む）を確保するためのネットワーク等を有しているか。 ・ 研究代表者は、研究開発計画や知的財産戦略の遂行に必要な能力を有しているか。もしくは能力の不足部分を補完する体制が構築できているか。 ・ 大学の産学連携部門や知財部門等との連携体制が構築できているか。 ・ その他アウトソース含め、必要な助言や支援を得るためのネットワークがあるか。 ・ 課題に参画する者と関係者との利益相反に関して適切に整理され、マネジメント方策を構築できているか。	
7) 本課題終了後の構想	・ 事業成果を大学等に還元するための仕組みが構築または検討できているか。	

応募要件

応募にあたっては以下の要件をすべて満たしていることが必要。

1) 事業化推進機関の要件

- ア) 事業を構想する能力（起業前段階を含むスタートアップの事業育成や資金調達に関する実績や戦略・計画の立案能力）を有していること。
- イ) 大学等と連携しながら一体的に事業開発できる実績、能力及び熱意を有しており、本公募プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できること。
- ウ) 事業化に不可欠な人材（経営者候補人材含む）の選定・推薦・確保や関係機関等との連携が可能なこと。また、本公募プログラムを通じて経営者候補人材の育成を行うことができること。
- エ) 国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業開発を推進できること。
- オ) 設立に関与した大学等発スタートアップに対して出資できる機能を有しているか、または設立後に出資を呼び込むためのネットワーク等を有していること。
- カ) 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置に該当していない等、事業を円滑に遂行するために必要な基盤を有している機関。
- キ) 法人格を有し、JSTが提示する委託研究契約書に従い、JSTとの委託研究契約が可能なこと。また、委託研究契約締結にあたり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を遵守し、「体制整備等自己評価チェックリスト」を応募時に提出できること。また、チェックリスト内の太枠線のチェック項目（全ての機関が実施する必要がある事項に係るチェック項目）については、全て「実施済み」となるように対応できること。

応募要件

2) 研究代表者の要件

- ア) 応募時点において、申請の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること（応募にあたっては当該技術シーズに関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わない技術シーズ（ソフトウェア等）に基づく応募も可能）。
- イ) 申請の核となる技術シーズを利用したスタートアップの設立等により、大学等の研究成果の社会還元等を目指していること。
- ウ) 研究代表者は、国内の大学等の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取る（研究代表者の国籍は問いません。国内の研究機関に所属する外国籍研究者も申請可能）。
本公募プログラムで対象とする大学等の研究機関は、国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等となります。

3) 経営者候補人材の要件

- ア) 経営能力（これまでに起業経験やスタートアップの経営実績等）を有している、または、起業やスタートアップのマネジメントに必要な知識・スキルを習得する能力と意欲を有していること。
- イ) 本公募プログラムの支援を受けるにあたり、研究代表者のグループまたは事業化推進機関の体制に参画し、人件費や活動費の執行を要する場合は原則、研究代表者の所属機関または事業化推進機関から執行する体制が整っていること。

応募要件

4) 課題推進体制の要件

- ア) 提案時点において事業化推進機関および研究代表者の体制が整っており、当該課題推進体制の維持が出来ること。また、各参加者が課題の推進に必要な十分なエフォートを確保出来ること。
- イ) 採択された場合、1年以内に経営者候補人材が体制に参画すること。
- ウ) 共同代表者である事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもと、課題を推進できること。
- エ) 本公募プログラムが目指すエコシステムの構築（公募要領 1.1.2 本公募プログラムの目指す姿）に賛同すること。

重複制限

- ✓ 同一の研究代表者は次ページのうち2つ以上のファンドを同時に実施不可
 - ✓ 最終年度を除き、1つのファンドを実施しながらもう1つのファンドへの申請不可
 - ✓ 複数のファンドに申請した場合はいずれかのファンドの採択が決定した段階で、採択が決定したファンドを実施して申請中のファンドを辞退するか、申請中のファンドの審査結果を待たために採択が決定したファンドを辞退するか選択
 - ✓ 同一の研究代表者による同一のファンドへ複数課題の申請不可
 - ✓ なお、申請時に研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）プロジェクト推進型 起業実証支援で研究開発を実施している研究代表者（最終年度のプロジェクトを除く）は、本公募プログラムに申請することはできません。
- ※ 上記記載は研究代表者に関する記載であり、**事業化推進機関については原則、応募にあたり重複の制限はありません。**

重複制限

		大学発新産業創出基金事業					研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム					
		ディープ テック・ス タートアッ プ国際 展開 (本プロ グラム) ①	スタート アップ・エ コシステ ム共創 内の研 究開発 課題②	起業実 証支援 ③	可能性検証		起業実 証支援 ⑤	ビジネス モデル検 証支援 ⑥	SBIRフェーズ1支 援		スタート アップ・エ コシステ ム形成 支援内 の研究 開発課 題⑧	大学推 進型内 の研究 開発課 題⑨
					【起業挑 戦】④	【企業等 連携】⑩			起業によ る技術 シーズの 事業化を 目指す場合 ⑦	技術移 転による 技術 シーズの 事業化を 目指す場合 ⑪		
大学発新産業 創出基金事業	ディープテック・スタートアップ国際展開 (本プログラム) ①	—	× ^{注1)}	×	×	△	×	×	×	△	×	×
	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題②	× ^{注1)}	—	×	×	△	×	×	×	△	×	×
	起業実証支援③	×	×	—	×	△	×	×	×	△	×	×
	可能性検証				【起業挑戦】④		×	×	×	△	×	×
					【企業等連携】⑩		△	△	△	×	△	△

△：技術シーズが異なれば実施可

×：同時に実施不可

※どちらのファンドにも採択されていない場合は両方に申請可能

—：同時に申請不可（同一事業への複数申請は不可）

(任意) 事業化推進機関PR会

JSTは、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムへの応募を検討している研究者に向けて、ベンチャーキャピタルやコーポレートベンチャーキャピタル、アクセラレータ等の事業化推進機関候補が事業化の実績や強みなどをPRするイベントを実施します。

<開催概要>

(1) 開催日時：2023年9月22日(金)10:00-17:00 (予定)

(2) 開催形態：オンライン (Zoomウェビナー) 参加無料

(3) 募集する参加者：

①事業化推進機関候補

・本公募プログラムへの参画を希望するVC、CVC、アクセラレータ等の事業化推進機関候補で、本PR会を通じて起業を志向する研究者へのアピールを希望する機関

②研究者等

・本プログラムへの応募を検討している研究者等

(4) 申込方法：申し込みフォームから申請。申込期限は以下のとおり。

①事業化推進機関候補：**2023年9月13日(水)正午**

②研究者等、本イベントに参加を希望される方：**2023年9月21日(木)**



<詳細および参加申し込み>

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/deeptech/pr-event202309.html>

(任意) JSTによる連携支援の概要

- 研究代表者は自ら事業化推進機関との連携体制を構築することに加え、以下の**JSTの事業プロモーター支援の事業化推進機関との連携支援を利用することも可能**です。
- 希望する場合は、事業プロモーター支援の事業化推進機関の詳細（メッセージ、実績、事業育成モデル等）をご参照いただき、その中から希望する事業化推進機関を選択（複数選択可）の上、**事業化推進機関連携希望届（以下「連携希望届」という。）を期日までに提出**してください



MedVenture Partners(株)



ANRI株式会社



日本戦略投資株式会社

日本戦略投資(株)



QBキャピタル合同会社



Beyond
Next
Ventures

Beyond Next Ventures(株)



インキュベイトファンド株式会社



DEPTH PARTNERS

(株)デフタ・キャピタル



株式会社みらい創造機構



Sanamedi

サナメディ(株)
旧社名：(株)日本医療機器開発機構



バイオ・サイト・キャピタル株式会社

Angel Bridge

Angel Bridge株式会社



三菱UFJキャピタル株式会社

JAFECO

ジャフコ グループ株式会社

(任意) JSTによる連携支援の申請方法・注意点等

✓ 申請方法

- ・ 申請書：事業化推進機関連携希望届
技術シーズ補足説明資料（パワーポイント10ページ以内）（任意）
- ・ 申請期限：2023年9月29日（金）正午 <厳守>
- ・ 提出方法・提出先：電子メールにて以下に提出

研究代表者が作成

国立研究開発法人科学技術振興機構
スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループ
E-mail : start-boshu@jst.go.jp

✓ 注意点等

- ・ 本連携支援は事業化推進機関との連携体制の構築を約束するものではありません。
- ・ 連携希望届を提出した場合においても、事業プロモーター支援の事業化推進機関以外の機関との連携を模索いただき、結果としてJSTによる連携支援外で事業化推進機関と連携体制を構築の上、申請に進んでいただいても構いません。
- ・ 連携希望届の提出にあたっては、技術シーズが帰属する機関（出願人等）の同意を得た上で提出してください。

応募時の留意点

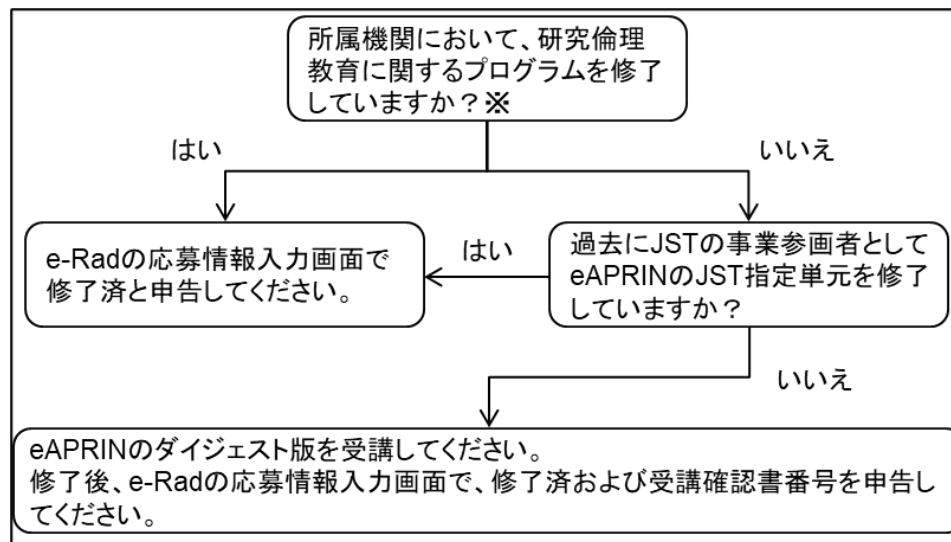
【研究倫理教育に関するプログラム】受講・修了について

JSTでは、競争的資金による公募型事業につきまして、

「申請する研究者等は所属機関において**研究倫理教育の講習を修了**していること」が応募要件となります。

研究代表者として申請される方は、申請前までに修了するようにお願いいたします。

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね
1～2時間程度で、費用負担は必要ありません



受講する際は、下記URLより受講登録をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

国立研究開発法人 科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

JST公募申請用 Application for JST

国立研究開発法人科学技術振興機構では、「申請を行う研究者等は所属機関において研究倫理教育の講習を修了していること」を申請条件としています。こちらのページは、所属機関において研究倫理教育を受けることが困難な方を対象としたものです。

受講手順書を一読した上で、APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）の教材を受講し、受講確認書番号をe-Radの応募情報入力画面で入力してください（締め切り厳守）。

※2019年6月より、公募申請用eAPRINダイジェスト版が新しくなりました。

Researchers and others who wish to submit new proposals to Japan Science and Technology Agency must meet the requirement that they have "completed a training program on research integrity at their organizations." The information on this page is for those who do not have the opportunity to receive training on research ethics at their organizations.

Please read the step-by-step guide to enrolling in the APRIN e-learning program (eAPRIN), study the course material, and provide your confirmation report number in the e-Rad online application form by the specified deadline.

*Effective June 2019, APRIN has redesigned eAPRIN RCR digest module website for JST application.

※受講ページはページ認証で保護されています。受講へ進む前に、「受講手順書」で共通のユーザ名とパスワードをご確認ください。

*The lesson page is protected by basic authentication. Please check the Common Username and Password on the User's Manual before proceeding the lesson.

1 受講手順書はこちらから
Download "Step-by-step guide to enrolment"

日本語版 English version

2 受講はこちらから
Start the course

日本語版 English version

応募時の留意点

【研究倫理教育に関するプログラム】受講・修了について

e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている
受講確認書番号（数字7桁+ARD※）を申告してください。

※令和元年8月以前に修了した場合は、Ref#から始まる番号となります。

eAPRIN画面

e-Rad申請画面

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況
[確認] 研究機関における 公的研究費の管理・監査 のガイドライン（実施基 準）（平成26年2月18日改 正）の内容を理解し、遵守 することを誓約しますか。 ☐ 内容を理解し、遵守することを誓約します。			
[確認] 本提案が採択され た場合、不正行為並びに 活動費の不正使用を行わ ないことを誓約しますか。 ☐ 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。			
[確認] 本提案書に記載し ている過去の業績におい て、不正行為は行われて いないことを誓約しますか。 ☐ 不正行為が行われていないことを誓約します。			
[確認] 研究倫理に関す る教育プログラムの修了 状況について回答してく ださい。（eAPRIN(旧 CITI)を含む） ☐ 所属機関のプログラム(IBCITIを含む)を修了している ☐ JST事業等でeAPRIN(旧CITIを含む)を修了している ☐ eAPRINダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力)			
[確認] eAPRIN(旧CITI) ダイジェスト版を終了し ている場合、修了証番号 を入力してください。 (該当者は必須) 1930327ARD			

* 受講確認書番号について

e-Rad の応募情報に入力する受講確認書番号は受講確認書の下記の場所に
表記されています。（数字7桁＋英文字3桁）

单元名(Lesson name): 責任ある研究行為ダイジェスト / < Digest Version >
Responsible Conduct of Research_RCR

受講日(Passed on): 2019/07/03

受講確認書番号(Confirmation Report Number): 1930327ARD ← 受講確認書番号

採択後の補足説明

研究費の不正な使用等に対する措置

本事業において研究費の不正な使用等が行われた場合には、**研究の中止、研究費等の全部または一部の返還の措置**をとります。また、不正の内容等に応じて、**本事業および国の他の競争的研究費制度への申請および参加の制限措置**をとります。

- 公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため、助成機関の使用ルールや、研究機関における使用ルールにより適切に管理されることが必要です。
- 使用ルールの誤った理解により、思わぬ不正に繋がるケースが多く、注意が必要です。
- それぞれの使用ルールの確認などについて、日頃から研究機関の事務担当者等に相談することが大切です。

不正に関与した研究者に対する主な措置

人事処分

[所属機関の懲戒規定等]

*懲戒の事例として、懲戒免職、停職、減給等があります。

不正使用金額の返還

[補助金摘果化又は委託契約条項]

*不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等が加算されます

刑事処分

[刑法]

*悪質な不正使用事案の多くは詐欺罪が適用されています

競争的研究費の応募資格制限

[関係府省申合せ]

*平成24年度の改正にご留意ください。

公募・問い合わせ先

〒102-0076

東京都千代田区五番町7 K's五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部

スタートアップ第1グループ

＜本公募プログラムに関するお問い合わせ＞

E-mail : start-boshu@jst.go.jp

- 公募要領・申請書 : <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/deeptech/koubo2023.html>
- 大学発新産業創出基金事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/>
- JSTホームページ : <http://www.jst.go.jp>

✓ 申請書提出期限: 2023年11月30日正午 <厳守>

補足説明

【体制整備等自己評価チェックリスト】について

•本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。

•以下のウェブサイトの様式に基づいて、**委託研究契約締結前の指定する期日までに**e-Radを利用して、チェックリストが提出されていることが必要です（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません）。

•チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：提出には、**e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須**となります。

e-Radへの**研究機関登録には通常2週間程度を要します**ので、十分にご注意ください。

e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

研究インテグリティに係る情報の登録

・2021年12月17日に競争的研究資金に関するガイドラインの改定に伴い、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性とエフォートを適切に確保するため、競争的研究費の公募にあたり現在の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報の提出が求められています。

・このため、**応募前に必ずe-Rad への研究インテグリティに係る情報の登録**をお願いいたします。

・主たる共同研究開発者、主たる共同事業化推進機関が参画する場合は、事業化推進機関や研究代表者と同様に登録が必要となります。登録状況についてはご本人に確認してください。

・登録はe-Radログイン後の「研究者情報の確認・修正」メニューから行えます。

